



いつもお世話になっております。事務所だよりの6月号をお届けしますのでご査収下さいますようお願い申し上げます。

税制改正 法人税・資産税の概略について

1. 法人税の改正

(1) 一人オーナー会社の業務主宰役員給与の損金不参入制度が廃止

一人オーナー会社の業務主宰役員給与は一定の基準に該当する場合、その給与の一部が経費にできませんでした。この制度が平成22年4月以降の決算から廃止され、経費にできるようになります。

(2) 中小企業の少額減価償却資産の特例が延長

1個30万円未満の少額減価償却資産は年間合計300万までは購入時に経費にできる制度です。平成24年3月まで延長されることになりました。

(3) 中小企業の交際費の定額控除限度額600万が延長

資本金1億円以下の中小企業の交際費は年間600万以内であれば10%が経費から否認されます。600万の限度枠拡充措置が平成24年3月まで延長されます。なお、大企業は交際費を経費にできません。

例 交際費600万なら...経費540万 経費否認60万
交際費500万なら...経費450万 経費否認50万

(4) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が一定の設備投資を行った場合には税額控除(7%)・特別償却(30%)できる制度です。平成24年3月まで延長されます。

2. 資産税の改正

(1) 住宅取得等資金の贈与の非課税措置が拡充

直系尊属(父母・祖父母・曾祖父母)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合には下記のようにになります。

| 贈与を受けた年 | 贈与を受ける人 | 贈与する人 | 贈与するもの | 非課税限度額 |
|---------|-----------------|-------|---------|---------|
| 平成22年 | 所得2千万以下 年齢20歳以上 | 直系尊属 | 住宅購入の資金 | 1500万まで |
| 平成23年 | 所得2千万以下 年齢20歳以上 | 直系尊属 | 住宅購入の資金 | 1000万まで |

暦年課税制度との併用をした場合...

| 贈与を受けた年 | 基礎控除額 | 非課税限度額 | 非課税合計 |
|---------|-------|---------|-------|
| 平成22年 | 110万 | 1500万まで | 1610万 |
| 平成23年 | 110万 | 1000万まで | 1110万 |

相続時精算課税制度との併用をした場合...

| 贈与を受けた年 | 特別控除額 | 非課税限度額 | 非課税合計 |
|---------|-------|---------|-------|
| 平成22年 | 2500万 | 1500万まで | 4000万 |
| 平成23年 | 2500万 | 1000万まで | 3500万 |

(注1) 住宅取得等資金に限り贈与する親に年齢制限はありません。(平成23年12月まで)
相続時精算課税制度は本来は65歳以上の親(父母)からの贈与に限ります。

(注2) 精算課税制度は一度選択すると撤回できません。適用にはご注意下さい。

(2) 小規模宅地等の相続税の課税価格計算の特例の見直し

相続した土地については、利用状況によって相続税の財産評価額が一部減額できることになっています。この対象となる土地を総称して小規模宅地等といいます。

この小規模宅地等の適用範囲が次のように見直しされます。(一部抜粋)

相続人等が申告期限まで事業や居住を継続しない宅地等の減額適用が廃止(従前200㎡まで50%減額)

特定居住用宅地等は主として居住用に使用されていた一の宅地等に限られることが明確化される

一棟の建物の敷地のうちに、特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には部分ごとに按分して軽減割合が計算されることになりました